

# 福岡県公報

平成二十六年六月六日  
第三千六百号  
増刊  
①

## 目次

告 示 (第五百三十号)

○福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出

資法人の一部を改正する告示

(県民情報広報課) …………… 一

## 告 示

福岡県告示第五百三十号

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人(平成十三年七月福岡県告示第千二百二十号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月六日

福岡県知事 小川 洋

「財団法人福岡県産炭地域振興センター」を削り、「財団法人福岡県中小企業振興センター」を「公益財団法人福岡県中小企業振興センター」に、「財団法人福岡県産炭・科学技術振興財団」を「公益財団法人福岡県産炭・科学技術振興財団」に改める。